

令和2年3月30日

社会福祉法人 豊橋市福祉事業会

一般事業主行動計画（第5回）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日までの3年間

2. 内 容

目標1：年次有給休暇の取得率を平均して60%以上を目指す。

〈対策〉

年次有給休暇の取得率を半期ごとに把握し、取得に向けて職員に対し啓発活動を図る。

目標2：産前産後休暇や育児休業中の職員に対し、育児休業給付金、育休中の社会保険料免除など制度の周知徹底を図り、復帰に向けての情報提供を行う。

〈対策〉

産前産後休暇や育児休業中の職員に対し、リーフレットを配布するなどし、育児休業給付、社会保険料の免除制度、その他法人の情報を提供し、復帰に向けて援助する。

目標3：出産や子育てで退職した職員のカムバック採用制度（再雇用制度）の周知

〈対策〉

出産や子育てで退職した職員を対象に、制度の周知を行う。

目標4：男性職員の育児休業取得及び介護休業取得の推進

〈対策〉

スムーズに安心して育児休業及び介護休業を取得できるように、体制を整備していく。

目標5：子どもが保護者である労働者の働いているところを見ることができる「子ども参観日」の実施。

〈対策〉

小学生から中学生を対象に、「子ども参観日」を設け実施する。